

平成28年6月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 平成28年 6月20日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時 7分

場所 第2委員会室

出席委員 白土幸仁委員長

武内政文副委員長

杉島理一郎委員、神谷大輔委員、神尾高善委員、小谷野五雄委員、

水村篤弘委員、吉田芳朝委員、吉良英敏委員、西山淳次委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部関係]

田島浩福祉部長、知久清志福祉部副部長、牧光治地域包括ケア局長、

奥山秀少子化対策局長、真砂和敏福祉政策課長、渡辺千津子福祉政策課政策幹、

加藤誠社会福祉課長、金子直史地域包括ケア課長、谷澤正行高齢者福祉課長、

荻原和代障害者福祉推進課長、末柄勝朗障害者支援課長、

岡村和典福祉監査課長、今泉愛少子政策課長、榎本淳一こども安全課長

[保健医療部及び病院局関係]

三田一夫保健医療部長、関本建二保健医療部副部長、

北島通次保健医療部副部長、牧光治地域包括ケア局長、松澤潤食品安全局長、

本多麻夫保健医療部参事兼衛生研究所長、阿部隆保健医療政策課長、

唐橋竜一保健医療政策課政策幹、梶ヶ谷信之国保医療課長、

表久仁和医療整備課長、矢島謙司健康長寿課長、野本実疾病対策課長、

三田和正生活衛生課長、西川裕二食品安全課長、謝村錦芳薬務課長

名和肇病院事業管理者、砂川裕紀病院局長、吉田弘行病院建設部長、

河原塚聡経営管理課長、中山昌克小児医療センター建設課長、

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

なし

2 請願

なし

所管事務調査

1 福祉部関係

(1) 虐待防止について

(2) 介護施設整備における国有地の活用について

(3) 埼玉県社会福祉協議会について

2 保健医療部及び病院局関係

(1) 「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」施行後の状況について

(2) 重度心身障害児・者の医療機関における一部負担金の取扱いについて

報告事項

1 福祉部

(1) 指定管理者に係る平成27年度事業報告書及び平成28年度事業計画書について

2 保健医療部及び病院局関係

(1) 指定管理者に係る平成27年度事業報告書及び平成28年度事業計画書について

(2) 地域医療構想の検討状況について

(3) 国民健康保険制度改革について

(4) 小児医療センター新病院建設の進捗状況等について

【所管事務に関する質問（虐待防止について）】

神谷委員

- 1 狭山市の事件をはじめ、児童虐待事例が全国でも増えているが、県はどのような対策をとっているのか。
- 2 高齢者虐待への対策はどうか。
- 3 障害者虐待への対策はどうか。

こども安全課長

- 1 本年1月に狭山市における事案が大きく事件報道された。この事件は、110番通報や乳児健診の未受診という情報が関係機関で共有されておらず、結果として3歳の子供の命が救えなかったという痛ましい事件であった。

県では、この事件を受け、一つだけの情報では虐待と判断できなくても複数の情報が合わさると虐待を予見できる場合もあることから、県と市町村と警察とが協力し、子供に関する情報について、三者で情報共有するなど、連携強化に取り組んでいる。本年4月には警察庁と厚生労働省から通知が発出され、現在は、全国で、県・市町村・警察での情報共有が実施されることとなった。

次に、児童虐待に対する取組については、県では児童虐待に対して、児童福祉法や児童虐待防止法の規定に基づき、様々な対応を行っている。例えば、市町村は、住民に最も身近な自治体として、児童家庭相談の一義的な窓口、必要な調査・指導を行っている。一方、県は、児童家庭相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものの対応や、児童の一時保護や施設入所などの法的措置、市町村の活動の支援などを行っている。このような役割分担を踏まえ、県では、増加する児童虐待通告に対応するため、児童相談所の体制強化や市町村支援、関係機関との連携強化に取り組んでいる。

地域包括ケア課長

- 2 高齢者虐待については、平成18年に施行された高齢者虐待防止法で初めて虐待が定義され、現在に至っている。平成26年度の虐待の件数については、施設内での虐待の相談が48件、このうち虐待を認定したのが10件、自宅等での虐待の相談が1,211件、このうち虐待を認定したのが608件である。県の取組としては、市町村や地域包括支援センター職員に対して高齢者虐待対応専門員養成研修を行うとともに、県においても高齢者虐待対応専門員を置いている。また、施設職員に対する研修も実施し、これまでに300人近くの参加者があった。

障害者支援課長

- 3 直近である平成26年度の障害者虐待に関する通報件数は214件である。これは養護者による虐待と施設従事者等による虐待を合わせたものであるが、このうち虐待として認定されたものは86件である。障害者虐待防止法は平成24年10月に施行され3年目を経過したところである。県の対応として、まず、必要な体制整備や関係機関の連携強化として、法律で定められている障害者権利擁護センターを県社会福祉協議会に委託して設置しており、相談や広報・啓発を行っている。また、施設職員に対する研修として、平成22年度から虐待防止・権利擁護研修を実施している。さらに、広報・啓発

として、虐待の早期発見・未然防止のため、会議や説明会などの機会を捉えて市町村職員及び施設や事業所の職員に対して障害者虐待防止の意識啓発を行っている。

【所管事務に関する質問（介護施設整備における国有地の活用について）】

神谷委員

介護施設整備における国有地の活用策について、その概要はどのようなものか。また、国有地を活用した施設整備計画は優先的に採択されるのか。

高齢者福祉課長

政府の新・三本の矢では、介護離職ゼロの実現に向け、用地確保が困難な都市部において、国有地の賃料減額などにより、特養などの介護施設整備を進めることとされた。そこで財務省では、都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、国有地の活用を進めることとなった。概要としては、介護施設整備における初期投資の負担軽減を図るため、定期借地権による貸付契約を締結する場合は、貸付の始期から10年間、貸付料の5割を上限として減額するものである。対象期間は平成28年1月1日から平成33年3月31日まで、対象地域は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県の1都1府6県である。対象施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどであり、貸付の相手方は地方公共団体又は社会福祉法人である。

また、施設整備の審査に当たっては、資金計画や人材の確保、用地が確実に確保できることなどを総合的に審査するが、用地の選定や確保の方法については事業者の判断に委ねている。国有地の活用は施設用地確保の一手段に過ぎず、県としては国有地であることをもって計画を優先的に採択することはない。

神谷委員

県内でこの制度を活用した介護施設整備の実績はあるのか。

高齢者福祉課長

現在協議中の案件はある。

【所管事務に関する質問（埼玉県社会福祉協議会について）】

杉島委員

埼玉県社会福祉協議会の会長には上田知事が就任しているが、全国的には政治職である知事が会長に就任している例は少ない。知事が就任している理由は何か。

社会福祉課長

今後、後期高齢者が急速に増加していくこともあり、埼玉県社会福祉協議会の地域福祉の推進役としての業務が更に重要となる。また、県の関与も必要だと考えられることから知事が会長に就任している。

杉島委員

埼玉県社会福祉協議会のホームページを見ると、役員としての知事の選出区分は学識経験者となっているが、どういう意味か。

社会福祉課長

役員の選出区分においてほかに当てはまるものがないため、学識経験者枠で区分している。

杉島委員

知事のプロフィールを見ると、大学は法学部、大学院は政治学、講師歴は建設大学の経験があるようだが、福祉分野の学識経験とはいえないのではないか。

社会福祉課長

知事として、福祉分野をはじめ様々な行政分野で業務を執行していることから、学識経験者に当たると考えている。

杉島委員

他県の状況を見ると、本来の意味での学識経験者や金融機関関係者、社会福祉に精通する者などが会長に就任しているようだが、埼玉県において、あえて知事が会長職に就くことにどのような意味があるのか。また、平成28年7月20日に会長の任期が切れるようだが、再任される予定なのか。

社会福祉課長

埼玉県社会福祉協議会は重要な業務を担っており、福祉部としては、引き続き知事に会長職に就いていただきたいと考えている。

なお、関東地方では例がないが、全国的に見ると会長に知事が就任しているのは、ほかに4県ある。

杉島委員

全国で4県だけということか。

社会福祉課長

埼玉県を含めて5県である。ほかの都道府県でも、元副知事や元部長、元教育長などの行政経験者が就任している事例もある。

【所管事務に関する質問（「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」施行後の状況について）】

神谷委員

- 1 県では平成27年4月に「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、その後、同条例に基づき埼玉県薬物乱用対策推進計画を策定したとのことである。計画策定後、県はどう対応したのか。また、どのような効果があったか。
- 2 薬物乱用対策推進計画では、認知行動療法を行う医療機関数について、1施設のところを平成29年度までに5施設とするとのことだが、現状はどうか。また、今後、方向性についてはどうか。

薬務課長

- 1 条例に基づき、昨年度、知事指定薬物として27物質を指定し、規制を行った。条例施行後、県内の住所を標ぼうするインターネット販売サイトはなくなったが、他都県住所のサイトから危険ドラッグと疑われる物品の買上検査を行い、不正薬物が検出された

場合は、所管都県を通じて販売の中止を指導した。現在、県内の危険ドラッグ販売店舗は0、インターネット販売サイトも0であり、過去に危険ドラッグを販売していた店舗やインターネット販売サイトの監視を行っているが、新たな店舗等は発見していない。これは、条例施行による抑止効果であると推測している。危険ドラッグのデリバリー販売といったものがSNSやツイッターを利用し行われているかもしれないが、表面上現れていない。

疾病対策課長

2 平成27年度末現在、認知行動療法プログラムを取り入れている医療機関数は、計画策定時の1施設のままの状況である。医療機関への認知行動療法プログラムの導入に向けて、平成27年度には精神科病院への現場での指導の際に、約20か所の病院に個別に働き掛けを行った。

また、医師や看護師の協力が不可欠なことから、医療関係者向けに薬物依存症に対する治療・支援に関する手引書を作成した。本年7月30日には、県内の医療機関従事者、行政機関職員を対象に研修会を開催し、薬物依存症からの回復支援の必要性について、手引書により説明し、理解と協力を求めることとしている。併せて、精神科病院の現場での指導の際にも、引き続き協力を求めていく。

神谷委員

県内の薬物相談件数、薬物事犯の検挙者件数はどうなっているか。

薬務課長

県内では、保健所、精神保健福祉センター及び薬務課で薬剤師、保健師、精神保健福祉相談員などが薬物相談に対応している。平成26年度は危険ドラッグが社会問題化した影響もあり、例年より相談件数は多く1,703件であった。平成27年度は1,000件と減少している。

平成27年の薬物事犯の検挙者数は577人で、近年は500人から600人の間で推移している。近年の薬物事犯の特徴として検挙者のうち9割が覚醒剤事犯であり、5割から6割が再犯者であることが挙げられる。また、検挙者のうち約半数が暴力団関係者である。

【所管事務に関する質問（重度心身障害児・者の医療機関における一部負担金の取扱いについて）】

水村委員

- 1 重度心身障害児・者医療費助成制度について、市町村によっては一部負担金の窓口払いを廃止しているようだが、その状況はどうなっているか。
- 2 住んでいる市町村内で受診すると窓口払いがなくても、居住市町村外の医療機関に行くと窓口払いをするようになるが、その点についてどのように考えているか。

国保医療課長

- 1 窓口払いを廃止しているのは57市町であり、それぞれ独自の判断で実施している。
- 2 市町村外の医療機関で窓口払いを無料とするには、独自に隣接の郡市医師会と協定を結ぶなどすれば可能となる。このような調整を行い、4市町が区域を越えて窓口無料としている。

水村委員

窓口払いを廃止している市町村でも無料となる医療費の額に幅がある。利用者負担を考えれば、全ての窓口払いを廃止することが望ましいと考えるが、県としてはどうか。

国保医療課長

県としては窓口で医療費を支払っていただく償還払いが基準と考えている。理由の一つ目としては、この制度は最終的に医療費の経済的負担なく医療が受けられることを目的としており、償還払いでそれを達成することができること。二つ目としては、公費負担であっても自分の医療費を意識していただくことは大変重要だと考えていること。三つ目としては、財政的な面ではあるが、医療機関等に患者負担分を支払うための手数料が必要となることや、窓口払いを廃止すると医療費が増えるとして市町村の国民健康保険の国庫負担金が15%から20%減額されることである。こうしたことから実施は難しい。